

第五号の三の二様式 (平26内府令49・全改、令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産
流動化証券の名称】

【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産
流動化証券の形態及び金額】(1)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【外国特定社債（短期外債を除く。）】

1【銘柄】

2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3【券面総額】

4【各外国特定社債の金額】

5【発行（売出）価額の総額】

6【発行（売出）価格】

7【利率】

8【利払日及び利息支払の方法】

9【償還期限及び償還の方法】

10【募集の方法】

11【申込証拠金】

12【申込期間及び申込取扱場所】

13【払込期日及び払込取扱場所】

14【引受け等の概要】

15【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】

16【振替機関に関する事項】

17【保管に関する事項】

18【その他】

【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】

19【外国新優先出資引受権の内容】

20【外国新優先出資引受権の行使期間】

21【外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】

22【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】

23【代用払込みに関する事項】

24【その他】

第2【外国特定優先出資証券】

1【種類】

2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3【額面金額】

4【発行数】

5【発行（売出）価額の総額】

6【発行（売出）価格】

7【資本組入額の総額】

8【資本組入額】

9【外国優先出資の内容】

10【配当の方法】

11【募集の方法】

12【申込証拠金】

13【申込期間及び申込取扱場所】

14【払込期日及び払込取扱場所】

15【引受け等の概要】

16【その他】

第3【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第4【手取金の使途】

第二部【追完情報】(2)

第三部【組込情報】(3)

第四部【特別情報】

【特定外国資産流動化証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。

- (1) 届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額
- a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。）の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(2) 追完情報

- a (3)aの有価証券報告書又は(3)dの外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

(a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合

(b) 第29条第2項各号に掲げる場合

- b (3)aの有価証券報告書又は(3)dの外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。

- c 最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下c及び(3)aにおいて同じ。）に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(3) 組込情報

次に掲げる書類を有価証券届出書に添付し、その旨を記載すること。

- a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類
- b aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書
- c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
- d aからcまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半

期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書

e aの書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

f dの書類（外国会社報告書及びその補足書類を除く。）を提出している場合にあっては、eの書類に準じた書類